

○財務省令第六十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日から施行する。